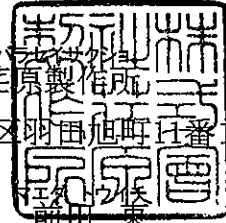


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社 ^{エ/バ}荏原製作所
 住所 東京都大田区 [〒]142 0001 羽田旭町 1 番 号
^{フリガナ}代表者氏名 代表執行役 ^{前田 東}
 電話番号 03-3743-6111
 FAX番号 03-5736-3100
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成30年 月 日

届出者 株式会社 荏原製作所
 東京都大田区羽田旭町11番1号 印
 代表執行役 前田 東一

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキカイシャ エバラセイサクショ オオサカシヤ ニシオオサカシヤ 株式会社 荏原製作所 大阪支社 西大阪支店		
住所	〒555-0001 大阪市西淀川区佃4-7-3		
フリガナ 代表者の氏名	マエダ トウイチ 代表執行役 前田東一		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員	取締役 並木 正夫 松原 亘子 辻村 学	取締役 大枝 宏之 橋本 正博 野路 伸治 執行役 沖山 喜明 永田 修 中山 亨 執行役 勝岡 誠司 喜田 明裕 執行役 辻村 学 木村 憲雄 浅見 正男 長峰 明彦 宮下 俊彦	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 住原製作所
住 所 東京都大田区羽田西11番1号
代表者氏名 代表執行役 東一



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

会社法人等番号	0108-01-001748	
商号	株式会社荏原製作所	
本店	東京都大田区羽田旭町11番1号	
公告をする方法	<p>電子公告により行う。 http://www.ebara.co.jp 当社の公告は、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>平成17年 6月29日変更 ----- 平成17年 7月 1日登記</p>
会社成立の年月日	大正9年5月20日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 風水力機械、冷熱・空調機器、原動機、電気機械器具、電気通信機器、工作機械、一般機械器具、医療機器、自動制御機器、計測機器、分析機器、計量機器並びにこれらを含む装置類の製造及び販売 2. 環境改善・衛生装置、給水装置、浄水装置、廃水・廃液処理装置、バイオ・化学装置等の製造及び販売 3. 上下水道施設、清掃施設、工業廃水・廃液処理施設、廃棄物処理施設、環境改善・衛生施設、発電施設並びに同諸施設の副産品・再生品の製造及び販売 4. ドライ真空ポンプ、精密洗浄装置、半導体製造装置等の精密・電子機器、装置の製造及び販売 5. 前各号に掲げる機器、設備、装置、施設のコンサルティング・計画・設計・施工・経営及び管理 6. 建設工事の請負・施工並びに計画・設計及び監理 7. 環境改善及び環境保全に関するコンサルティング 8. 飲料水、工業用水等各種処理水の供給事業 9. 工業廃水・廃液・下水等各種汚水、各種汚染ガス及び各種汚染土壌の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業 10. 一般・産業廃棄物の収集・運搬・処理事業並びにこれらに係る有用資源の回収・リサイクル・再生等の有効利用事業 11. 電気の供給事業 12. 医薬品・工業薬品、その他化学製品の製造及び販売 13. コンピュータソフトウェアの開発及び販売 14. 情報処理サービス、情報通信サービス及び情報提供サービス 15. コンピュータシステムの運営管理の受託 16. 情報処理機器及びその関連機器の製造、販売、賃貸及び保守 17. 不動産の売買、賃貸借並びにスポーツ・観光施設の経営及び管理 18. 総合リース・レンタル業 19. 前各号に関連する輸出入・代理仲介業務 20. 前各号に関連する附帯業務 	

単元株式数	<u>1000株</u>	
	100株	平成28年10月1日変更 平成28年10月14日登記
発行可能株式総数	<u>10億株</u>	
	2億株	平成28年10月1日変更 平成28年10月14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>4億6544万8829株</u>	平成26年11月30日変更 平成26年12月9日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6556万5829株</u>	平成27年1月31日変更 平成27年2月10日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6561万4894株</u>	平成27年2月28日変更 平成27年3月12日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6564万4024株</u>	平成27年3月31日変更 平成27年4月10日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6565万9024株</u>	平成27年5月31日変更 平成27年6月10日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6568万6024株</u>	平成27年6月30日変更 平成27年7月14日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6574万6024株</u>	平成27年8月31日変更 平成27年9月11日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6577万215株</u>	平成27年9月30日変更 平成27年10月14日登記
	発行済株式の総数 <u>4億6577万2310株</u>	平成27年12月31日変更 平成28年1月14日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

発行済株式の総数 <u>4億6581万596株</u>	平成28年 1月31日変更
	平成28年 2月12日登記
発行済株式の総数 <u>4億6593万2596株</u>	平成28年 2月29日変更
	平成28年 3月10日登記
発行済株式の総数 <u>4億6604万4596株</u>	平成28年 3月31日変更
	平成28年 4月14日登記
発行済株式の総数 <u>4億6605万3596株</u>	平成28年 4月30日変更
	平成28年 5月13日登記
発行済株式の総数 <u>4億6607万8596株</u>	平成28年 5月31日変更
	平成28年 6月 9日登記
発行済株式の総数 <u>4億6609万3596株</u>	平成28年 6月30日変更
	平成28年 7月13日登記
発行済株式の総数 <u>4億6610万852株</u>	平成28年 7月31日変更
	平成28年 8月10日登記
発行済株式の総数 <u>4億6611万7852株</u>	平成28年 8月31日変更
	平成28年 9月 9日登記
発行済株式の総数 <u>4億6612万9492株</u>	平成28年 9月30日変更
	平成28年10月14日登記
発行済株式の総数 <u>9322万5898株</u>	平成28年10月 1日変更
	平成28年10月14日登記
発行済株式の総数 <u>9878万1544株</u>	平成28年11月30日変更
	平成28年12月13日登記
発行済株式の総数 <u>1億172万3853株</u>	平成28年12月15日変更
	平成28年12月27日登記
発行済株式の総数 <u>1億172万9253株</u>	平成29年 1月31日変更
	平成29年 2月10日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	発行済株式の総数 <u>1億173万6053株</u>	平成29年 2月28日変更
		平成29年 3月13日登記
	発行済株式の総数 <u>1億174万53株</u>	平成29年 5月31日変更
		平成29年 6月12日登記
	発行済株式の総数 <u>1億174万9653株</u>	平成29年 7月31日変更
		平成29年 8月10日登記
	発行済株式の総数 <u>1億175万7853株</u>	平成29年 8月31日変更
		平成29年 9月12日登記
	発行済株式の総数 <u>1億175万9853株</u>	平成29年 9月30日変更
		平成29年10月13日登記
	発行済株式の総数 <u>1億176万7253株</u>	平成29年10月31日変更
		平成29年11月 9日登記
	発行済株式の総数 <u>1億177万8853株</u>	平成29年11月30日変更
		平成29年12月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>1億178万3253株</u>	平成29年12月31日変更
		平成30年 1月11日登記
	発行済株式の総数 <u>1億179万6453株</u>	平成30年 1月31日変更
		平成30年 2月 9日登記
	発行済株式の総数 <u>1億180万6853株</u>	平成30年 2月28日変更
		平成30年 3月 9日登記
資本金の額	<u>金686億6637万3423円</u>	平成26年11月30日変更
		平成26年12月 9日登記
	<u>金686億8489万1923円</u>	平成27年 1月31日変更
		平成27年 2月10日登記
	<u>金686億9182万4923円</u>	平成27年 2月28日変更
		平成27年 3月12日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	<u>金686億9709万9923円</u>	平成27年 3月31日変更
		平成27年 4月10日登記
	<u>金686億9966万4923円</u>	平成27年 5月31日変更
		平成27年 6月10日登記
	<u>金687億428万1923円</u>	平成27年 6月30日変更
		平成27年 7月14日登記
	<u>金687億1454万1923円</u>	平成27年 8月31日変更
		平成27年 9月11日登記
	<u>金687億1896万1923円</u>	平成27年 9月30日変更
		平成27年10月14日登記
	<u>金687億1946万1923円</u>	平成27年12月31日変更
		平成28年 1月14日登記
	<u>金687億2624万1923円</u>	平成28年 1月31日変更
		平成28年 2月12日登記
	<u>金687億4369万5923円</u>	平成28年 2月29日変更
		平成28年 3月10日登記
	<u>金687億6051万923円</u>	平成28年 3月31日変更
		平成28年 4月14日登記
	<u>金687億6204万9923円</u>	平成28年 4月30日変更
		平成28年 5月13日登記
	<u>金687億6566万2423円</u>	平成28年 5月31日変更
		平成28年 6月 9日登記
	<u>金687億6822万7423円</u>	平成28年 6月30日変更
		平成28年 7月13日登記
	<u>金687億6966万923円</u>	平成28年 7月31日変更
		平成28年 8月10日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	<u>金687億7175万1923円</u>	平成28年 8月31日変更 平成28年 9月 9日登記
	<u>金687億7439万6423円</u>	平成28年 9月30日変更 平成28年10月14日登記
	<u>金752億9982万2923円</u>	平成28年11月30日変更 平成28年12月13日登記
	<u>金787億5632万2923円</u>	平成28年12月15日変更 平成28年12月27日登記
	<u>金787億5974万623円</u>	平成29年 1月31日変更 平成29年 2月10日登記
	<u>金787億6483万9023円</u>	平成29年 2月28日変更 平成29年 3月13日登記
	<u>金787億6729万1023円</u>	平成29年 5月31日変更 平成29年 6月12日登記
	<u>金787億7942万3823円</u>	平成29年 7月31日変更 平成29年 8月10日登記
	<u>金787億8872万923円</u>	平成29年 8月31日変更 平成29年 9月12日登記
	<u>金787億9009万3923円</u>	平成29年 9月30日変更 平成29年10月13日登記
	<u>金787億9963万5023円</u>	平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記
	<u>金788億1224万723円</u>	平成29年11月30日変更 平成29年12月 8日登記
	<u>金788億1572万923円</u>	平成29年12月31日変更 平成30年 1月11日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	金788億2396万3023円	平成30年 1月31日変更	
		平成30年 2月 9日登記	
	金788億3559万7723円	平成30年 2月28日変更	
		平成30年 3月 9日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u>	矢後夏之助	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	矢後夏之助	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	矢後夏之助	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	<u>取締役</u>	矢後夏之助	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	矢後夏之助	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記

	取締役	<u>藤本哲司</u>	平成26年 6月26日重任 平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>藤本哲司</u>	平成27年 6月24日重任 平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>藤本哲司</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>藤本哲司</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>藤本哲司</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	取締役	<u>辻村学</u>	平成26年 6月26日重任 平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>辻村学</u>	平成27年 6月24日重任 平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>辻村学</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>辻村学</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記 平成30年 3月28日退任 平成30年 3月30日登記

	取締役	<u>前田 東一</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>前田 東一</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>前田 東一</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>前田 東一</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>前田 東一</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	取締役	<u>三國 陽夫</u>	平成26年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月24日退任
			平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>宇田 左近</u>	平成26年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>宇田 左近</u>	平成27年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>宇田 左近</u>	平成28年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>宇田 左近</u>	平成29年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>宇田 左近</u>	平成30年 3月28日重任
	(社外取締役)		平成30年 3月30日登記

	取締役	<u>小 湊 憲</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月24日退任
			平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>大 井 敦 夫</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>大 井 敦 夫</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>大 井 敦 夫</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>大 井 敦 夫</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	取締役	<u>大 井 敦 夫</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	取締役	<u>渋 谷 勝</u>	平成26年 6月26日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>渋 谷 勝</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>渋 谷 勝</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
			平成29年 6月23日退任
		平成29年 7月 3日登記	

	取締役	<u>並木正夫</u>	平成26年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>並木正夫</u>	平成27年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>並木正夫</u>	平成28年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>並木正夫</u>	平成29年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記
			平成30年 3月28日退任
			平成30年 3月30日登記
	取締役	<u>国谷史朗</u>	平成26年 6月26日重任
	(社外取締役)		平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>国谷史朗</u>	平成27年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記
取締役	<u>国谷史朗</u>	平成28年 6月24日重任	
(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記	
取締役	<u>国谷史朗</u>	平成29年 6月23日重任	
(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記	
取締役	<u>国谷史朗</u>	平成30年 3月28日重任	
(社外取締役)		平成30年 3月30日登記	
取締役	<u>野路伸治</u>	平成26年 6月26日重任	
		平成26年 7月 9日登記	
		平成27年 6月24日退任	
		平成27年 7月 2日登記	

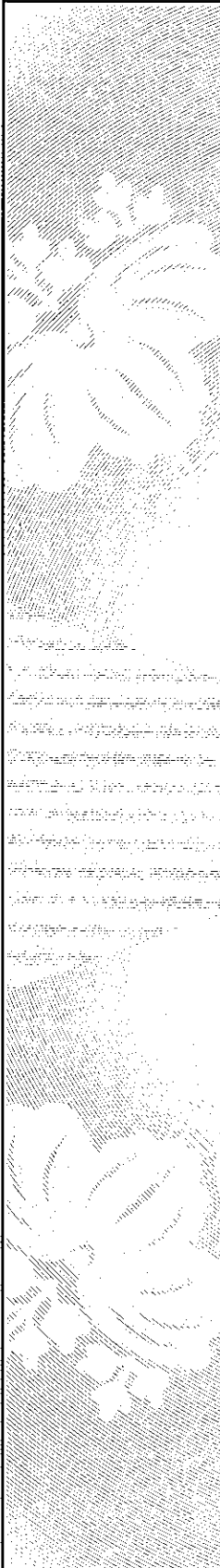
	取締役	<u>松原 亘子</u>	平成27年 6月24日就任
	(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>松原 亘子</u>	平成28年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記
	取締役	<u>松原 亘子</u>	平成29年 6月23日重任
	(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記
			平成30年 3月28日退任
			平成30年 3月30日登記
	取締役	<u>澤部 肇</u>	平成27年 6月24日就任
	(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記
	取締役	<u>澤部 肇</u>	平成28年 6月24日重任
	(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記
取締役	<u>澤部 肇</u>	平成29年 6月23日重任	
(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記	
取締役	<u>澤部 肇</u>	平成30年 3月28日重任	
(社外取締役)		平成30年 3月30日登記	
取締役	<u>山崎 彰三</u>	平成27年 6月24日就任	
(社外取締役)		平成27年 7月 2日登記	
取締役	<u>山崎 彰三</u>	平成28年 6月24日重任	
(社外取締役)		平成28年 7月 1日登記	
取締役	<u>山崎 彰三</u>	平成29年 6月23日重任	
(社外取締役)		平成29年 7月 3日登記	
取締役	<u>山崎 彰三</u>	平成30年 3月28日重任	
(社外取締役)		平成30年 3月30日登記	

<u>取締役</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成27年 6月24日就任
		(社外取締役) 平成27年 7月 2日登記
<u>取締役</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成28年 6月24日重任
		(社外取締役) 平成28年 7月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成29年 6月23日重任
		(社外取締役) 平成29年 7月 3日登記
取締役	佐藤泉	平成30年 3月28日重任
		(社外取締役) 平成30年 3月30日登記
<u>取締役</u>	<u>津村修介</u>	平成27年 6月24日就任
		平成27年 7月 2日登記
<u>取締役</u>	<u>津村修介</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 1日登記
<u>取締役</u>	<u>津村修介</u>	平成29年 6月23日重任
		平成29年 7月 3日登記
取締役	津村修介	平成30年 3月28日重任
		平成30年 3月30日登記
取締役	野路伸治	平成30年 3月28日就任
		平成30年 3月30日登記
取締役	大枝宏之	平成30年 3月28日就任
		(社外取締役) 平成30年 3月30日登記
取締役	橋本正博	平成30年 3月28日就任
		(社外取締役) 平成30年 3月30日登記
<u>東京都大田区久が原四丁目5番25号</u> <u>代表取締役</u>	<u>前田東一</u>	平成26年 6月26日重任
		平成26年 7月 9日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 2日登記

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所


	<u>監査役</u> <u>町田祥弘</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月24日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>橋本章</u>	平成23年 6月24日就任
		平成23年 7月 6日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>高橋文雄</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月24日就任
		平成23年 7月 6日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 2日登記
	<u>監査役</u> <u>卜部忠史</u> <u>(社外監査役)</u>	平成23年 6月24日就任
		平成23年 7月 6日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 2日登記
<u>監査役</u> <u>津村修介</u>	平成26年 6月26日就任	
	平成26年 7月 9日登記	
	平成27年 6月24日退任	
	平成27年 7月 2日登記	

	指名委員	<u>宇田左近</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	指名委員	<u>宇田左近</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	指名委員	<u>宇田左近</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	指名委員	<u>宇田左近</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	指名委員	<u>松原亘子</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	指名委員	<u>松原亘子</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	指名委員	<u>松原亘子</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
			平成30年 3月28日退任 平成30年 3月30日登記
	指名委員	<u>矢後夏之助</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	指名委員	<u>矢後夏之助</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	指名委員	<u>矢後夏之助</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	指名委員	<u>矢後夏之助</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
指名委員	<u>大枝宏之</u>	平成30年 3月28日就任 平成30年 3月30日登記	

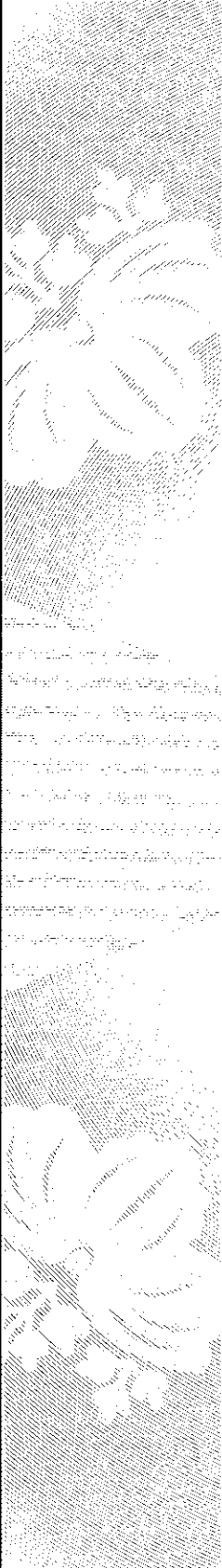
	<u>監査委員</u>	<u>並木正夫</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	<u>監査委員</u>	<u>並木正夫</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u>	<u>並木正夫</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
			平成30年 3月28日退任 平成30年 3月30日登記
	<u>監査委員</u>	<u>山崎彰三</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	<u>監査委員</u>	<u>山崎彰三</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u>	<u>山崎彰三</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	<u>監査委員</u>	<u>山崎彰三</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	<u>監査委員</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	<u>監査委員</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u>	<u>秋山泉 (佐藤泉)</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	<u>監査委員</u>	佐藤泉	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記

	<u>監査委員</u>	<u>藤本哲司</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	<u>監査委員</u>	<u>藤本哲司</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	<u>監査委員</u>	<u>藤本哲司</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	<u>監査委員</u>	<u>藤本哲司</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	<u>監査委員</u>	<u>津村修介</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	<u>監査委員</u>	<u>津村修介</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
<u>監査委員</u>	<u>津村修介</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 3日登記	
<u>監査委員</u>	<u>津村修介</u>	平成30年 3月28日重任	
		平成30年 3月30日登記	
<u>監査委員</u>	<u>橋本正博</u>	平成30年 3月28日就任	
		平成30年 3月30日登記	
<u>報酬委員</u>	<u>国谷史朗</u>	平成27年 6月24日就任	
		平成27年 7月 2日登記	
<u>報酬委員</u>	<u>国谷史朗</u>	平成28年 6月24日重任	
		平成28年 7月 1日登記	
<u>報酬委員</u>	<u>国谷史朗</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 3日登記	
<u>報酬委員</u>	<u>国谷史朗</u>	平成30年 3月28日重任	
		平成30年 3月30日登記	

	報酬委員	<u>澤 部 肇</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	報酬委員	<u>澤 部 肇</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	報酬委員	<u>澤 部 肇</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	報酬委員	<u>澤 部 肇</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	報酬委員	<u>渋谷 勝</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	報酬委員	<u>渋谷 勝</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
			平成29年 6月23日退任 平成29年 7月 3日登記
	報酬委員	<u>宇田 左近</u>	平成29年 6月23日就任 平成29年 7月 3日登記
	報酬委員	<u>宇田 左近</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>前田 東一</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>前田 東一</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>前田 東一</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
執行役	<u>前田 東一</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記	

	執行役	<u>辻村学</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>辻村学</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>辻村学</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>辻村学</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>大井敦夫</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>大井敦夫</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>大井敦夫</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>大井敦夫</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>小瀧憲</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>小瀧憲</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
			平成29年 6月23日退任 平成29年 7月 3日登記

	執行役	<u>野路伸治</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>野路伸治</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>野路伸治</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>野路伸治</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>栗生正太郎</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
			平成28年 6月24日退任
			平成28年 7月 1日登記
執行役	<u>寺垣彰夫</u>	平成27年 6月24日就任	
		平成27年 7月 2日登記	
		平成28年 6月24日退任	
		平成28年 7月 1日登記	
執行役	<u>木村憲雄</u>	平成27年 6月24日就任	
		平成27年 7月 2日登記	
執行役	<u>木村憲雄</u>	平成28年 6月24日重任	
		平成28年 7月 1日登記	
執行役	<u>木村憲雄</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 3日登記	
執行役	<u>木村憲雄</u>	平成30年 3月28日重任	
		平成30年 3月30日登記	

	執行役	<u>浅見正男</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>浅見正男</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>浅見正男</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>浅見正男</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>飯島久</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>飯島久</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>飯島久</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
			平成30年 3月28日退任 平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>長峰明彦</u>	平成27年 6月24日就任 平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>長峰明彦</u>	平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>長峰明彦</u>	平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>長峰明彦</u>	平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記

	執行役	<u>宮下俊彦</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>宮下俊彦</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>宮下俊彦</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>宮下俊彦</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>市原昭</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	執行役	<u>市原昭</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
執行役	<u>市原昭</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 3日登記	
		平成30年 3月28日退任	
		平成30年 3月30日登記	
執行役	<u>勝岡誠司</u>	平成28年 6月24日就任	
		平成28年 7月 1日登記	
執行役	<u>勝岡誠司</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 3日登記	
執行役	<u>勝岡誠司</u>	平成30年 3月28日重任	
		平成30年 3月30日登記	

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	執行役	<u>喜田明裕</u>	平成28年 6月24日就任
			平成28年 7月 1日登記
	執行役	<u>喜田明裕</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	執行役	<u>喜田明裕</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>沖山喜明</u>	平成30年 3月28日就任
			平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>永田修</u>	平成30年 3月28日就任
			平成30年 3月30日登記
	執行役	<u>中山亨</u>	平成30年 3月28日就任
			平成30年 3月30日登記
	東京都大田区久が原四丁目5番25号	<u>代表執行役 前田東一</u>	平成27年 6月24日就任
			平成27年 7月 2日登記
	東京都大田区久が原四丁目5番25号	<u>代表執行役 前田東一</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 1日登記
	東京都大田区久が原四丁目5番25号	<u>代表執行役 前田東一</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 3日登記
	東京都大田区久が原四丁目5番25号	<u>代表執行役 前田東一</u>	平成30年 3月28日重任
			平成30年 3月30日登記

	<p><u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>平成26年 6月26日重任 平成26年 7月 9日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>平成27年 6月24日重任 平成27年 7月 2日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>平成28年 6月24日重任 平成28年 7月 1日登記</p>
	<p><u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u></p> <p>平成29年 6月23日重任 平成29年 7月 3日登記</p>
	<p>会計監査人 新日本有限責任監査法人</p> <p>平成30年 3月28日重任 平成30年 3月30日登記</p>
	<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 平成27年 6月24日設定 平成27年 7月 2日登記</p>
	<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月 7日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 平成27年 6月24日変更 平成27年 7月 2日登記</p>
<p>新株予約権</p> <p>第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） 新株予約権の数</p> <p><u>1223個</u> <u>1119個</u></p> <p>平成23年 8月31日変更 平成23年 9月12日登記</p> <p><u>1103個</u></p> <p>平成23年 9月30日変更 平成23年10月11日登記</p> <p><u>1076個</u></p> <p>平成23年12月31日変更 平成24年 1月12日登記</p>	

<u>1049個</u>	平成24年 1月31日変更	平成24年 2月 8日登記
<u>1012個</u>	平成24年 4月30日変更	平成24年 5月11日登記
<u>973個</u>	平成24年 4月30日変更	平成24年 5月11日登記
<u>882個</u>	平成24年 5月31日変更	平成24年 6月14日登記
<u>855個</u>	平成24年 6月30日変更	平成24年 7月10日登記
<u>823個</u>	平成24年 7月31日変更	平成24年 8月 9日登記
<u>811個</u>	平成25年 2月28日変更	平成25年 3月12日登記
<u>791個</u>	平成25年 3月31日変更	平成25年 4月10日登記
<u>755個</u>	平成25年 4月30日変更	平成25年 5月13日登記
<u>728個</u>	平成26年 1月31日変更	平成26年 2月12日登記
<u>718個</u>	平成26年 5月31日変更	平成26年 6月11日登記
<u>687個</u>	平成26年 9月30日変更	平成26年10月10日登記
<u>651個</u>	平成26年10月31日変更	平成26年11月11日登記
<u>606個</u>	平成26年11月30日変更	平成26年12月 9日登記
<u>533個</u>	平成27年 1月31日変更	平成27年 2月10日登記
<u>523個</u>	平成27年 2月28日変更	平成27年 3月12日登記
<u>498個</u>	平成27年 3月31日変更	平成27年 4月10日登記
<u>483個</u>	平成27年 5月31日変更	平成27年 6月10日登記
<u>456個</u>	平成27年 6月30日変更	平成27年 7月14日登記
<u>396個</u>	平成27年 8月31日変更	平成27年 9月11日登記
<u>376個</u>	平成27年 9月30日変更	平成27年10月14日登記
<u>348個</u>	平成28年 1月31日変更	平成28年 2月12日登記
<u>297個</u>	平成28年 2月29日変更	平成28年 3月10日登記
<u>249個</u>	平成28年 3月31日変更	平成28年 4月14日登記
<u>240個</u>	平成28年 4月30日変更	平成28年 5月13日登記

	<u>225個</u>	平成28年 6月30日変更	平成28年 7月13日登記
	<u>215個</u>	平成28年11月30日変更	平成28年12月13日登記
	<u>201個</u>	平成29年 2月28日変更	平成29年 3月13日登記
	<u>182個</u>	平成29年 7月31日変更	平成29年 8月10日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 122万3000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	普通株式 111万9000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
		平成23年 8月31日変更	平成23年 9月12日登記
	普通株式 110万3000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
		平成23年 9月30日変更	平成23年10月11日登記
	普通株式 107万6000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
		平成23年12月31日変更	平成24年 1月12日登記
	普通株式 104万9000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
		平成24年 1月31日変更	平成24年 2月 8日登記
	普通株式 101万2000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		

式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月11日登記

普通株式 97万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 4月30日変更 平成24年 5月11日登記

普通株式 88万2000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 5月31日変更 平成24年 6月14日登記

普通株式 85万5000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月10日登記

普通株式 82万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成24年 7月31日変更 平成24年 8月 9日登記

普通株式 81万1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 2月28日変更 平成25年 3月12日登記

普通株式 79万1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生

じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月10日登記
普通株式 75万5000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成25年 4月30日変更 平成25年 5月13日登記
普通株式 72万8000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年 1月31日変更 平成26年 2月12日登記
普通株式 71万8000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年 5月31日変更 平成26年 6月11日登記
普通株式 68万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年 9月30日変更 平成26年10月10日登記
普通株式 65万1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年10月31日変更 平成26年11月11日登記
普通株式 60万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年11月30日変更 平成26年12月 9日登記

普通株式 53万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月10日登記

普通株式 52万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月12日登記

普通株式 49万8000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 3月31日変更 平成27年 4月10日登記

普通株式 48万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 5月31日変更 平成27年 6月10日登記

普通株式 45万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 6月30日変更 平成27年 7月14日登記

普通株式 39万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 8月31日変更 平成27年 9月11日登記

普通株式 37万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 9月30日変更 平成27年10月14日登記

普通株式 34万8000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月12日登記

普通株式 29万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月10日登記

普通株式 24万9000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月14日登記

普通株式 24万株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 4月30日変更 平成28年 5月13日登記

普通株式 22万5000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 6月30日変更 平成28年 7月13日登記

普通株式 4万5000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生

じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年10月1日変更 平成28年10月14日登記

普通株式 4万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年11月30日変更 平成28年12月13日登記

普通株式 4万200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年2月28日変更 平成29年3月13日登記

普通株式 3万6400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年7月31日変更 平成29年8月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて取締役等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成36年11月5日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任期間中および退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5%を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が平成21年7月1日以後に新たに取締役若しくは執行役員に就任した者であるとき、または割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記

(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合(平成21年4月から平成23年3月までのうち在任月数の割合をいう。)を乗じて得た数とする。

(4)上記(2)及び(3)の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(5)割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法または不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。

(6)割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日か最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成21年11月 5日発行

平成21年11月16日登記

第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

新株予約権の数

36個

21個

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月14日登記

18個

平成29年 9月30日変更 平成29年10月13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式 3万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成22年11月17日更正 平成22年11月17日登記

普通株式 2万1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月14日登記

普通株式 4200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年10月 1日変更 平成28年10月14日登記

普通株式 3600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月13日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて執行役員等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成36年11月5日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任期間中および退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5%を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。

(3) 割当てを受けた新株予約権者が平成22年7月1日以後に新たに取締役若しくは執行役員に就任した者であるとき、または割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合（平成22年4月から平成23年3月までのうち在任月数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。

(4) 上記(2)及び(3)の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法または不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。

(6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日か最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成22年	9月28日発行
平成22年10月	5日登記

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

1615個

1142個

1092個

1065個

1050個

1021個

1017個

946個

897個

880個

858個

850個

830個

823個

平成26年	7月	1日変更	平成26年	7月	9日登記
平成26年	7月	31日変更	平成26年	8月	11日登記
平成26年	8月	31日変更	平成26年	9月	10日登記
平成27年	1月	31日変更	平成27年	2月	10日登記
平成27年	2月	28日変更	平成27年	3月	12日登記
平成28年	1月	31日変更	平成28年	2月	12日登記
平成28年	2月	29日変更	平成28年	3月	10日登記
平成28年	3月	31日変更	平成28年	4月	14日登記
平成28年	8月	31日変更	平成28年	9月	9日登記
平成29年	1月	31日変更	平成29年	2月	10日登記
平成29年	2月	28日変更	平成29年	3月	13日登記
平成29年	5月	31日変更	平成29年	6月	12日登記
平成29年	9月	30日変更	平成29年	10月	13日登記

	<u>797個</u>	平成29年11月30日変更	平成29年12月8日登記
	<u>781個</u>	平成29年12月31日変更	平成30年1月11日登記
	<u>722個</u>	平成30年1月31日変更	平成30年2月9日登記
	<u>703個</u>	平成30年2月28日変更	平成30年3月9日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 161万5000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	普通株式 114万2000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成26年7月1日変更 平成26年7月9日登記		
	普通株式 109万2000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成26年7月31日変更 平成26年8月11日登記		
	普通株式 106万5000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成26年8月31日変更 平成26年9月10日登記		
	普通株式 105万株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成27年1月31日変更 平成27年2月10日登記		
	普通株式 102万1000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式		

数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月12日登記

普通株式 101万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 1月31日変更 平成28年 2月12日登記

普通株式 94万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 2月29日変更 平成28年 3月10日登記

普通株式 89万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 3月31日変更 平成28年 4月14日登記

普通株式 88万株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 8月31日変更 平成28年 9月 9日登記

普通株式 17万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年10月 1日変更 平成28年10月14日登記

普通株式 17万1600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生

じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 1月31日変更 平成29年 2月10日登記

普通株式 17万株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 2月28日変更 平成29年 3月13日登記

普通株式 16万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 5月31日変更 平成29年 6月12日登記

普通株式 16万4600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 9月30日変更 平成29年10月13日登記

普通株式 15万9400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年11月30日変更 平成29年12月 8日登記

普通株式 15万6200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月11日登記

普通株式 14万4400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記

普通株式 14万600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて執行役員等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成38年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、最終年度の達成業績が目標業績に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成23年 9月27日発行

平成23年10月11日登記

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

534個

373個

326個

297個

289個

264個

261個

260個

255個

250個

238個

233個

226個

221個

平成26年 7月 1日変更

平成26年 9月30日変更

平成27年 1月31日変更

平成27年 2月28日変更

平成28年 5月31日変更

平成28年 7月31日変更

平成28年 9月30日変更

平成28年11月30日変更

平成29年 1月31日変更

平成29年 2月28日変更

平成29年 8月31日変更

平成30年 1月31日変更

平成30年 2月28日変更

平成26年 7月 9日登記

平成26年10月10日登記

平成27年 2月10日登記

平成27年 3月12日登記

平成28年 6月 9日登記

平成28年 8月10日登記

平成28年10月14日登記

平成28年12月13日登記

平成29年 2月10日登記

平成29年 3月13日登記

平成29年 9月12日登記

平成30年 2月 9日登記

平成30年 3月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 53万4000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式

数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式 37万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年 7月 1日変更 平成26年 7月 9日登記

普通株式 32万6000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年 9月30日変更 平成26年10月10日登記

普通株式 29万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 1月31日変更 平成27年 2月10日登記

普通株式 28万9000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月12日登記

普通株式 26万4000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年 5月31日変更 平成28年 6月 9日登記

普通株式 26万1000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

	<p>平成28年 7月31日変更 平成28年 8月10日登記 普通株式 26万株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成28年 9月30日変更 平成28年10月14日登記 普通株式 5万2000株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成28年10月 1日変更 平成28年10月14日登記 普通株式 5万1000株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成28年11月30日変更 平成28年12月13日登記 普通株式 5万株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成29年 1月31日変更 平成29年 2月10日登記 普通株式 4万7600株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成29年 2月28日変更 平成29年 3月13日登記 普通株式 4万6600株 ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>平成29年 8月31日変更 平成29年 9月12日登記</p>
--	---

普通株式 4万5200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成30年 1月31日変更 平成30年 2月 9日登記

普通株式 4万4200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて執行役員等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成38年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

（1）割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

（2）割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。

（3）割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を越えて本新株予約権を行使することができない。

（4）割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は、最終年度の達成業績が目標業績に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成24年10月 1日発行

平成24年10月12日登記

株式会社荏原製作所 130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債
型新株予約権付社債

新株予約権の数

2万個

1万9997個

平成25年 5月31日変更

平成25年 6月14日登記

1万9996個

平成27年 2月28日変更

平成27年 3月12日登記

1万9994個

平成27年 3月31日変更

平成27年 4月10日登記

1万9992個

平成27年 9月30日変更

平成27年10月14日登記

1万9991個

平成27年12月31日変更

平成28年 1月14日登記

1万9988個

平成28年 1月31日変更

平成28年 2月12日登記

1万9986個

平成28年 7月31日変更

平成28年 8月10日登記

1万9981個

平成28年 9月30日変更

平成28年10月14日登記

6935個

平成28年11月30日変更

平成28年12月13日登記

2.2個

平成28年12月15日変更

平成28年12月27日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（200億円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金486円とする。

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9700万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金486円とする。

平成25年 5月31日変更 平成25年 6月14日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9700万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金484.2円とする。

平成26年 7月10日変更 平成26年 7月17日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9600万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金484.2円とする。

平成27年 2月28日変更 平成27年 3月12日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9400万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金484.2円とする。

平成27年 3月31日変更 平成27年 4月10日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9400万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金477.2円とする。

平成27年 7月10日変更 平成27年 7月14日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9200万円）を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金477.2円とする。

平成27年 9月30日変更 平成27年11月12日更正

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額（199億9100万円）を当該行使請

求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金477.2円とする。

平成27年12月31日変更 平成28年1月14日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(199億8800万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金477.2円とする。

平成28年1月31日変更 平成28年2月12日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(199億8800万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金469.9円とする。

平成28年7月10日変更 平成28年7月13日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(199億8600万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金469.9円とする。

平成28年7月31日変更 平成28年8月10日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(199億8100万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金469.9円とする。

平成28年9月30日変更 平成28年10月14日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(199億8100万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

②転換価額は、金2349.5円とする。

平成28年10月1日変更 平成28年10月14日登記

①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(69億3500万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>②転換価額は、金2349.5円とする。 平成28年11月30日変更 平成28年12月13日登記</p> <p>①本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額(2200万円)を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>②転換価額は、金2349.5円とする。 平成28年12月15日変更 平成28年12月27日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権付社債の新株予約権者は、平成25年4月1日から平成30年3月15日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求することができる。 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)</p> <p>②振替機関が必要であると認めた日</p> <p>③平成30年3月15日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降</p> <p>④当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降</p> <p>⑤組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を越えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部については、行使することができない。</p>																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">平成25年 3月12日発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成25年 3月26日登記</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成28年12月16日行使期間満了 平成28年12月27日登記</p>		平成25年 3月12日発行		平成25年 3月26日登記																				
	平成25年 3月12日発行																								
	平成25年 3月26日登記																								
	<p>第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">新株予約権の数</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">212個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">147個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">132個</td> <td style="text-align: center;">平成26年 7月 1日変更</td> <td style="text-align: center;">平成26年 7月 9日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">129個</td> <td style="text-align: center;">平成26年 9月30日変更</td> <td style="text-align: center;">平成26年10月10日登記</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成29年11月30日変更</td> <td style="text-align: center;">平成29年12月 8日登記</td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の数				212個				147個				132個	平成26年 7月 1日変更	平成26年 7月 9日登記		129個	平成26年 9月30日変更	平成26年10月10日登記			平成29年11月30日変更	平成29年12月 8日登記	
新株予約権の数																									
212個																									
147個																									
132個	平成26年 7月 1日変更	平成26年 7月 9日登記																							
129個	平成26年 9月30日変更	平成26年10月10日登記																							
	平成29年11月30日変更	平成29年12月 8日登記																							

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 21万2000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式 14万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年7月1日変更 平成26年7月9日登記

普通株式 13万2000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成26年9月30日変更 平成26年10月10日登記

普通株式 2万6400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年10月1日変更 平成28年10月14日登記

普通株式 2万5800株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年11月30日変更 平成29年12月8日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて執行役員等の報酬により相殺を行う。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月1日から平成38年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。

(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を越えて本新株予約権を行使することができない。

(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は、最終年度の達成業績が目標業績に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成25年10月1日発行

平成25年10月11日登記

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

1309個

942個

平成29年7月1日変更 平成29年7月14日登記

913個

平成29年7月31日変更 平成29年8月10日登記

900個

平成29年8月31日変更 平成29年9月12日登記

889個

平成29年10月31日変更 平成29年11月9日登記

	868個	平成29年11月30日変更	平成29年12月8日登記
	865個	平成29年12月31日変更	平成30年1月11日登記
	837個	平成30年2月28日変更	平成30年3月9日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法		
	普通株式 130万9000株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	普通株式 26万1800株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成28年10月1日変更		平成28年10月14日登記
	普通株式 18万8400株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成29年7月1日変更		平成29年7月14日登記
	普通株式 18万2600株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成29年7月31日変更		平成29年8月10日登記
	普通株式 18万株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		
	このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。		
	平成29年8月31日変更		平成29年9月12日登記
	普通株式 17万7800株		
	ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。		
	調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率		

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記

普通株式 17万3600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年11月30日変更 平成29年12月 8日登記

普通株式 17万3000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月11日登記

普通株式 16万7400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成30年 2月28日変更 平成30年 3月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり613,000円（1株当たり613円）とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成41年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。

ただし、新株予約権者が平成26年10月1日から最終年度の末日ま

でに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。

- (3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を越えて本新株予約権を行使することができない。
- (4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、最終年度の達成業績が目標業績に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成26年10月 1日発行

平成26年10月10日登記

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

447個

370個

平成29年 7月 1日変更 平成29年 7月14日登記

347個

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月12日登記

334個

平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記

331個

平成29年12月31日変更 平成30年 1月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 44万7000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式 8万9400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成28年10月 1日変更 平成28年10月14日登記

普通株式 7万4000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 7月 1日変更 平成29年 7月14日登記

普通株式 6万9400株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 8月31日変更 平成29年 9月12日登記

普通株式 6万6800株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記

普通株式 6万6200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年12月31日変更 平成30年 1月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり399,000円（1株当たり399円）とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成41年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）が7.0%に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成27年10月 1日発行

平成27年10月14日登記

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

190個

171個

平成29年 7月 1日変更 平成29年 7月14日登記

158個

平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記

150個

平成29年11月30日変更 平成29年12月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 3万8000株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

普通株式 3万4200株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年 7月 1日変更 平成29年 7月14日登記

普通株式 3万1600株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年10月31日変更 平成29年11月 9日登記

普通株式 3万株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

平成29年11月30日変更 平成29年12月 8日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり54万9600円（1株当たり2748円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成41年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は最終年度の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、最終年度の達成業績が目標業績に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者（新株予約権者が死亡しているときはその相続人）が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

平成28年10月 1日発行

平成28年10月14日登記

第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の数

737個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 7万3700株

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり34万5300円（1株当たり3453円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成32年4月1日から平成44年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」

	<p>という。)の末日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社は、最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下、「目標業績」という。)に達しないとき又はその他の事由により、新株予約権者(新株予約権者が死亡しているときはその相続人)が本新株予約権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、当該行使しえないこととなった新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。</p>	<p>平成29年10月 1日発行</p> <p>平成29年10月13日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> <p>平成27年 6月24日廃止 平成27年 7月 2日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p>	<p>平成18年 7月 7日登記</p> <p>平成27年 6月24日廃止 平成27年 7月 2日登記</p>
<p>指名委員会等設置会社に関する事項</p>	<p>指名委員会等設置会社</p>	<p>平成27年 6月24日設定 平成27年 7月 2日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>平成18年 7月 7日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p>	<p>平成13年12月 6日移記</p>

東京都大田区羽田旭町11番1号
株式会社荏原製作所

	平成14年9月2日東京都大田区羽田五丁目1番13号荏原冷熱システム株式会社に分割 平成14年 9月 2日登記
--	---

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 4月 9日
東京法務局城南出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 ア161688

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。


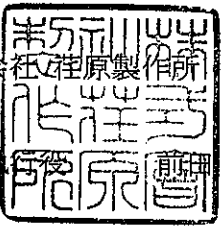
57/57

遅延理由書

平成 30 年 月 日

水道事業者 様

会社名 株式会社 荏原製作所
氏名 代表取締役 荏原 東一



指定給水装置工事関係書類提出の遅延について

この度、役員変更について30日以内に届け出を出すべきところ、社内での手続きに時間を要し、提出期限内に提出できませんでした。

今後、このような事のないようにいたしますので、よろしくお取り計ら願います。